

補助金

養育費を受けるのは、こどもの権利です

公正証書等作成支援



みよし市では、取り決められた養育費を継続して確実に受け取ることができるよう、養育費の取決めに係る公正証書等作成費用を補助します。

●対象となる方

申請日時時点で市に住民登録があり、かつ、ひとり親等であり、以下の①～⑤の要件をすべて満たす方（※養育費の取決めに係るものに限り）

- ①対象児童を現に扶養している方
- ②債務名義を有している方
- ③公正証書などの費用を負担した方
- ④過去に同内容の文書に対する補助金の交付を受けていない方
- ⑤市税を滞納していない方

●対象経費

公正証書等の作成にかかった費用

- 公証人手数料
 - 戸籍謄本等添付書類取得費用 など
- ※養育費の取決めに係るものに限り

家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立て又は裁判に係った費用

- 収入印紙代・連絡用の切手代
 - 戸籍謄本等添付書類取得費用 など
- ※離婚請求及び養育費請求のものに限り



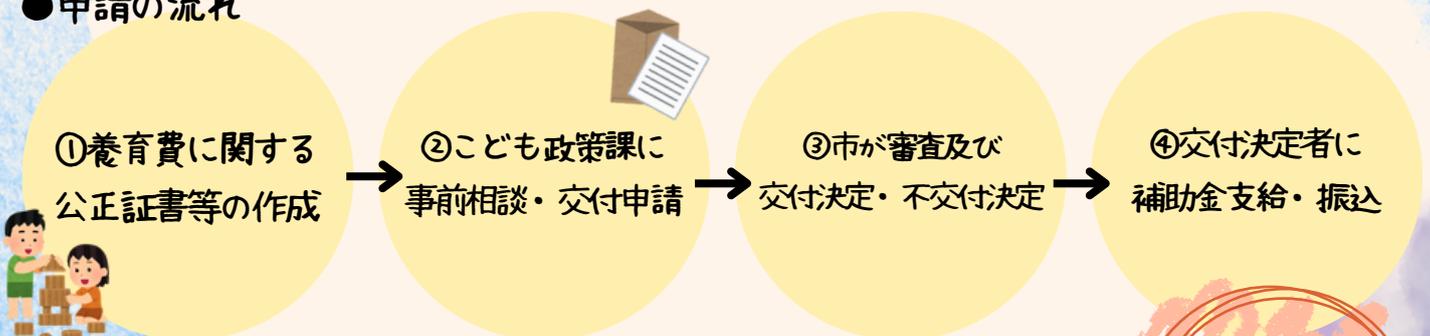
●補助金額

補助対象経費の総額または4万円のうち、いずれか低い額

●申請期限

公正証書等を作成した日（令和6年4月1日以降に限る）の翌日から起算して6か月以内

●申請の流れ



市HPはこちら

【お問い合わせ先】
みよし市役所2階こども政策課（0561-32-8034）
時間：平日／午前9時から午後5時まで

養育費保証契約の
補助金は
裏面です！